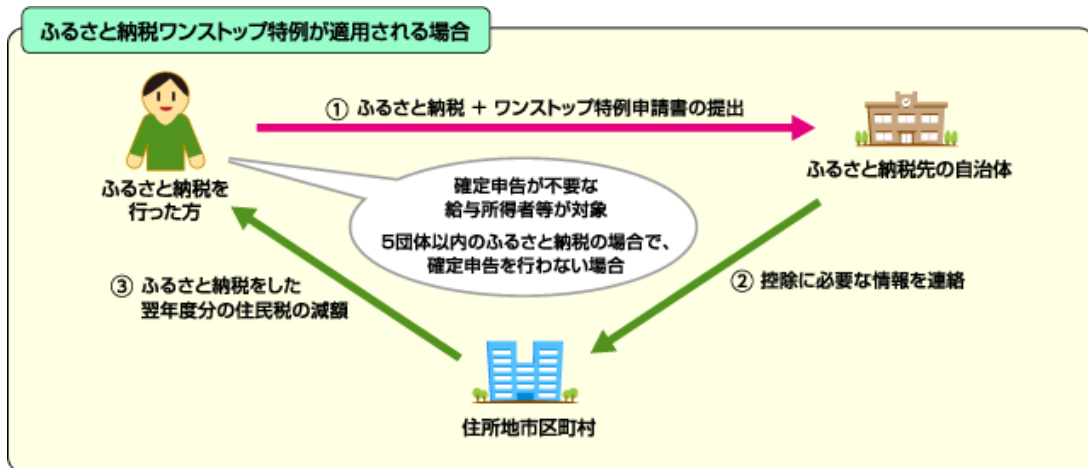


ふるさとづくり寄附に関するワンストップ特例制度

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさとと納税を行う場合に、ふるさとと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさとと納税を行う際に、各ふるさとと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさとと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさとと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。特例の適用をご希望の方は、申請書を同封しましたので、下記事項をご参照の上、申請書をご提出願います。

記

1 提出が必要な書類・申請書

- (1) 同封の「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55号の5様式）」を提出願います（※裏面の記載例を参照の上記入願います）。
- (2) 申請する際には個人番号確認書類の提出が**必須**となります。
 - ・個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードの写し（表と裏）
 - ・個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号確認資料（通知カード又は個人番号付きの住民票の写し）と運転免許証、パスポート等のコピーを添付してください。

2 提出方法

同封の返信用封筒（84円切手を貼付け）により、本町へご返送下さい。

3 その他

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用（該当の有無等）の詳細は、お住まいの市区町村税務担当部局にお問合せください。
- (2) 転居による住所変更など提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。
- (3) ふるさと納税ワンストップ特例の運用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます）。